

計画作成年度	令和7年度
計画主体	山口県熊毛郡平生町

平生町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	平生町役場 環境政策室
所在地	山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1
電話番号	0820-56-7126
FAX番号	0820-56-7123
メールアドレス	kankyo@town.hirao.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、タヌキ、アナグマ、カラス、ヌートリア、ニホンジカ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山口県熊毛郡平生町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積(被害量)	被害金額
イノシシ	水稲	2.45ha(12,495kg)	3,049千円
	果樹	0.05ha(423kg)	88千円
タヌキ・アナグマ	野菜・果樹	数値不明(数値不明)	数値不明
カラス	野菜・果樹	数値不明(数値不明)	数値不明
ヌートリア	野菜・果樹	数値不明(数値不明)	数値不明
ニホンジカ	水稲・野菜・果樹	数値不明(数値不明)	数値不明

(2) 被害の傾向

鳥獣による被害は年間を通じて発生する傾向にあり、その割合としては、イノシシによるものが大部分を占めている。被害面積、被害金額等数値は近年増加が収まりつつあるが、営農活動に及ぼす影響が大きく、高齢化する農業者の離農に拍車をかける状況となっている。

① イノシシ

水稲の被害は中山間地域から平野部へ広がっているものの、防護柵の普及等も一因となり、被害面積・被害額の増加は抑えられている。みかん等の果樹も被害額は減少傾向にある。一方、いも類等の野菜は数値に表れてはいないが、中山間地域では防護柵を設置しないと収穫が困難な状況との報告がある。

また、農地周辺や農道の路肩での掘り起し被害も多発しており、看過できない状況にある。平野部ではイノシシの出没が常態化し、家庭菜園や庭の掘り起し被害が年間を通じて町内各地で発生している。

② タヌキ・アナグマ

タヌキとアナグマは、スイカなどの瓜類をはじめ、イチゴ、みかんなどの果樹の被害が確認されている。主は食害ではあるが、ビニルハウス等園芸施設への侵入の際に破損などの被害も発生している。町の防護柵設置事業により、防護柵の普及が進み、近年被害報告は減少していたが、令和6年度に入りアナグマの捕獲頭数が急激に増えたことから、個体数の増大が推測され、今後被害が拡大する恐れがある。

- ③カラス
カラスは、具体的な農作物被害の数値等は表れていないが、町全域において野菜や果樹等の食害と、ゴミをあさったりする生活環境及び畜産業の牛への被害が確認されている。
- ④ヌートリア
ヌートリアについては、令和元年以降町内での生息が確認されているが、ヌートリアによる被害と特定されるものはまだ確認されていない。
- ⑤ニホンジカ
シカによる被害と特定されるものは現在まで発生していないが、近年隣接市町との境界付近で目撃情報があり、早期に対策をすることで被害を最小に留める必要がある。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 令和6年度	目標値		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	被害面積 被害金額	2.50ha 3,137千円	2.25ha 2,823千円	2.00 ha 2,509千円	1.75ha 2,195千円
タヌキ・アナグマ カラス ヌートリア ニホンジカ	被害面積 被害金額	数値不明 数値不明	被害報告、 出没情報の 減少	被害報告、 出没情報の 減少	被害報告 、出没情報 の減少
合 計	被害面積 被害金額	2.50ha 3,137千円	2.25ha 2,823千円	2.00 ha 2,509千円	1.75ha 2,195千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・平生町有害鳥獣捕獲対策協議会捕獲隊による町全域、年間通しての有害鳥獣捕獲の実施 ・捕獲隊員を新たに確保するために、狩猟免許取得経費の補助事業を実施 ・捕獲隊員の活動費用の負担軽減を図るために、免許の更新及び狩猟者登録経費補助事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・経験の浅い捕獲隊員の捕獲技術向上・育成を図る必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲隊員の意欲の向上及び捕獲に係る経費の助成として捕獲補助金事業を実施 ・捕獲隊員にはこわなの無償貸与を実施 ・平生町鳥獣被害対策実施隊による捕獲隊員の捕獲技術の向上と安全狩猟の指導を実施 	
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・有害獣による被害の軽減を目的に設置する、有害獣防護柵の設置費用の負担軽減のため、平生町有害獣防除柵設置事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人ごとの防護柵設置は町の補助事業によりある程度普及しているが、集落全体や団地単位での防護柵設置が進んでいない。 ・農業者の高齢化等により、防護柵設置後の草刈り作業等の維持管理が負担になっている。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 広報等による啓発活動を実施（雑木や雑草の除去による緩衝帯の設置及び維持管理） 	

(5) 今後の取組方針

町内における鳥獣被害を軽減するために、地域単位での現状把握を行い、捕獲対策や防護対策及び生息地管理など総合的に取組を推進していく。

捕獲対策については、平生町有害鳥獣捕獲対策協議会捕獲隊員の実績に対して国の交付金に加え、町独自の上乗せを行った報奨金を同協議会を通して交付することで、モチベーションの向上と捕獲に係る費用負担の軽減を図り積極的な捕獲活動を実現する。狩猟免許の取得・更新及び狩猟者登録の経費の助成を行い、捕獲隊員の確保を図るとともに、平生町鳥獣被害対策実施隊によって、捕獲隊員の育成と、安全捕獲の指導の徹底を図る。

防護対策については、町の補助事業である平生町有害獣防除柵設置事業を引き続き行うとともに、住民へ積極的に周知を行い、防護柵設置の推進を図る。また、地域や団地単位での範囲の広い防護柵については、国の事業等の活用を検討する。

生息環境管理については、雑木や雑草の除去による緩衝帯の整備及び維持管理、また放任果樹や作物残渣等の処分について広報等による啓発活動を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲は平生町有害鳥獣捕獲対策協議会が編成する捕獲隊により実施するものとする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ タヌキ アナグマ カラス ヌートリア ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲に対しては、国の交付金と町の補助金を財源として、平生町有害鳥獣捕獲対策協議会から捕獲頭数に応じた報奨金を隊員に交付していく。これにより、活動に対するモチベーションの維持や費用弁償を図り、積極的な活動を促進する。また、狩猟免許取得・更新や登録経費についても町が補助することで、隊員の負担軽減と新規隊員の加入促進を図る。 ・鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲作業に立ち会い指導や助言を行うことにより、安全捕獲の徹底と技術の向上を図る。
令和9年度		
令和10年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>町としての対象鳥獣の生息状況等の把握は困難な状況にあるため、捕獲計画数については、被害状況、近年の捕獲実績、今後の取組みによる効果等を勘案し、設定する。</p> <p>なお、捕獲期間については、被害は通年で発生していることから本計画の目標達成を図るため、年間を通じて捕獲していくことを前提とする。</p> <p>○イノシシ 年間の捕獲数は令和4年度 567 頭、5年度 264 頭、6年度 313 頭と、以前は大幅な増加傾向にあったが、豚熱によると思われる影響で大幅な減少があり、増加が落ちついている。ただし、被害範囲が中山間地域の農作物のみならず、住宅地周辺の家庭菜園まで広がっており、積極的に捕獲を進める必要がある。そのため、過去最大であった令和4年度の捕獲頭数を鑑みて、令和8年度以降の計画頭数は年間500頭に設定する。</p> <p>○タヌキ・アナグマ 近年において、一時的にアナグマの個体数の増大が見られ捕獲数についても増加することもあるものの、アナグマ、タヌキは20匹前後で推移している。畑作や施設園芸における農作物の被害については、一時的な増加はみられるものの、比較的落ち着いた状況になっている。今後も被害を抑制していくために、タヌキ・アナグマについては年間各50匹に設定する。</p>

○カラス

カラスについては、野菜や果樹などの農作物の食害や生活環境における生ごみをあさるなどの被害は、継続して発生しており、前計画と同様の年間 50 羽に設定する。

○ヌートリア

ヌートリアについては、令和元年度以降、町内に生息が確認されており、現状では被害は確認されていないが、今後強い繁殖力により急激に被害が発生増加することも予想されるため、前計画と同様の年間 50 匹に設定する。

○ニホンジカ

町内での生息は確認されていないが、隣接市町との境界付近で目撃されるなど、今後町内にも生息範囲が広がり、被害の発生も懸念されることから、引き続き計画数を年間 10 頭に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	500	500	500
タヌキ	50	50	50
アナグマ	50	50	50
カラス	50	50	50
ヌートリア	50	50	50
ニホンジカ	10	10	10

捕獲等の取組内容	
イノシシ、タヌキ、 アナグマ、ヌートリア、 ニホンジカ	捕獲手段: はこわな、くくりわな、銃器(やむを得ない場合。 集落や住宅付近は除く) 捕獲期間: 通年 捕獲場所: 町全域(銃器による捕獲は、集落や住宅付近は 除く)、アナグマ等については、市街地でもはこわなによる 捕獲を実施
カラス	捕獲手段: 銃器(集落や住宅付近は除く)、はこわな 捕獲期間: 通年 捕獲場所: 町全域(銃器による捕獲は、集落や住宅付近は 除く)

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ タヌキ アナグマ ニホンジカ	電気柵 フェンス等 トタン板	有害獣防護柵設置への補助 60か所9,000m	有害獣防護柵設置への補助 60か所9,000m	有害獣防護柵設置への補助 60か所9,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ タヌキ アナグマ ニホンジカ	定期的な見回りによる柵の破損や侵入の形跡の有無の把握など、対策についての指導を行う。	定期的な見回りによる柵の破損や侵入の形跡の有無の把握など、対策についての指導を行う。	定期的な見回りによる柵の破損や侵入の形跡の有無の把握など、対策についての指導を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

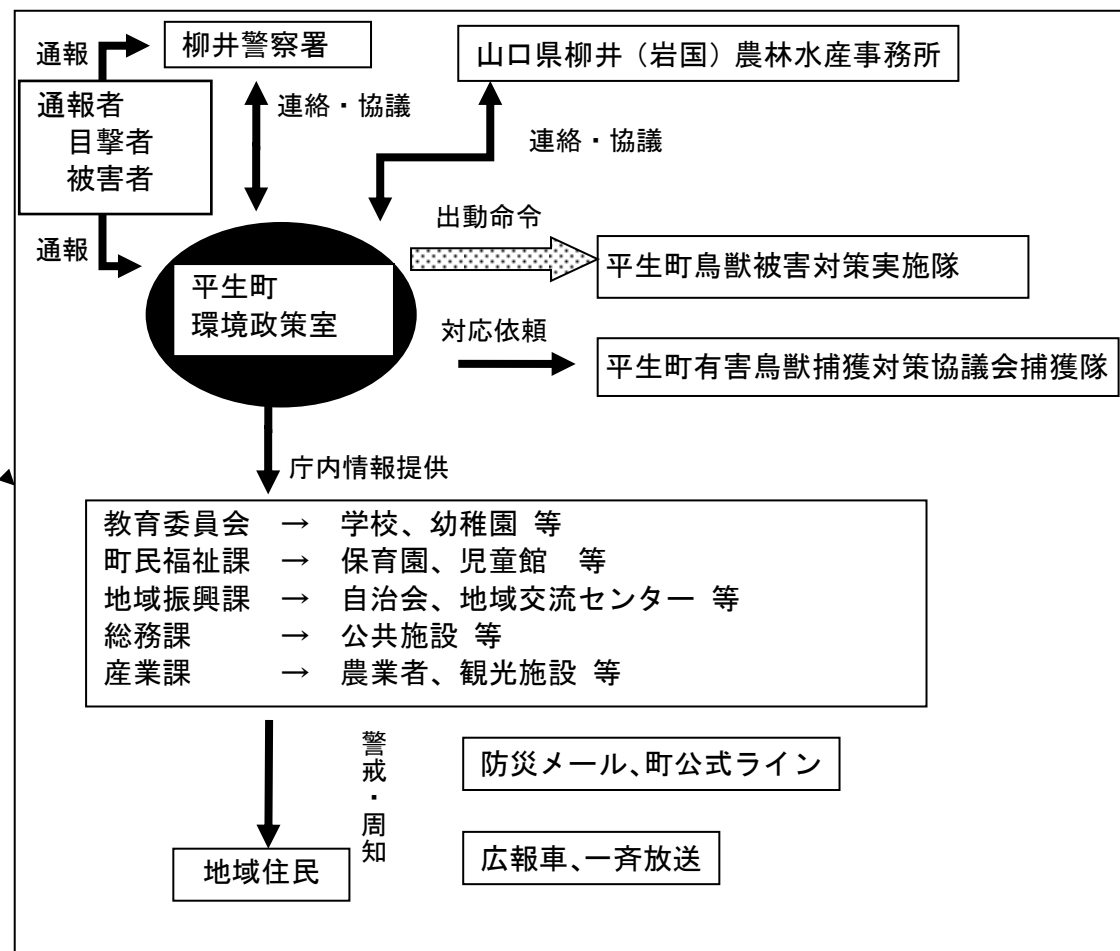
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ タヌキ アナグマ ニホンジカ	被害の多い地域においては定期的な刈り払いの実施による緩衝帯の整備、誘引要因となる放任果樹の除去、耕作放棄地の適正な管理、農地等の作物残渣等の適正処分等について指導を行う。
令和9年度		
令和10年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
平生町	住民からの通報受付 現地調査及び情報収集 関係機関への情報伝達及び住民への広報活動
柳井警察署	住民からの通報受付 現地調査及び情報収集 関係機関への情報伝達及び住民への広報活動
山口県柳井(岩国)農林水産事務所	情報の共有、対策の指導・助言
平生町鳥獣被害対策実施隊	現地調査及び捕獲または追い払いの実施
平生町有害鳥獣捕獲対策協議会(有害鳥獣捕獲隊)	現地調査及び捕獲または追い払いの協力

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の鳥獣の処理については、捕獲した隊員が責任をもって、適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣のジビエ等への有効利用について、近隣市町や関係機関と情報交換を行いながら検討を進める。

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	平生町有害鳥獣捕獲対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
平生町環境政策室	協議会の事務局と協議会構成機関相互の連絡調整を行う

山口県農業協同組合 南すおう統括本部	有害鳥獣被害状況等の情報提供
山口県農業共済組合	有害鳥獣被害状況等の情報提供
熊南地区猟友会平生支部	有害鳥獣捕獲及び防護対策への協力
鳥獣保護管理員	野生鳥獣保護及び共存に係る助言・指導
山口県柳井(岩国)農林水産 事務所	有害鳥獣関連の情報提供、適法捕獲の指導等
柳井警察署	有害鳥獣関連の情報提供、適法捕獲の指導等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
学校、幼稚園、保育園	情報の共有、保護者・生徒・児童への連絡
自治会、地域交流センター	情報の共有、住民への連絡

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 29 年 4 月 1 日に平生町鳥獣被害対策実施隊を編成。
住宅地等に出没した有害獣の緊急対応や、平生町有害鳥獣捕獲対策協議会捕獲隊員の安全捕獲に向けた技術指導等を行う。
(令和7年4月現在) 隊員数7名(行政0名、民間7名)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

イノシシ等の特定の場所への頻繁な出没や緊急的な対応が予想される場合は、関係機関との情報共有や被害防止体制の確認を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりを実現するため、放任果樹や里山に隣接する荒廃農地等を適正に管理、摘果果実等農作物残さや、家庭生ごみなどの放置防止等、農家等の地域住民に対して意識啓発に努める。